

町 民 税 ・ 道 民 税 算 定 方 法

町民税・道民税は次のとおり算出されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所} \\ \text{得} \\ \text{金} \\ \text{額} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所} \\ \text{得} \\ \text{控} \\ \text{除} \\ \text{額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{課} \\ \text{税} \\ \text{所} \\ \text{得} \\ \text{額} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{税} \\ \hline \text{率} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{算} \\ \text{出} \\ \text{所} \\ \text{得} \\ \text{割} \\ \text{額} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{税} \\ \hline \text{額} \\ \text{控} \\ \text{除} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所} \\ \text{得} \\ \text{割} \\ \text{額} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均} \\ \text{等} \\ \text{割} \\ \text{額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{町民税} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{道民税} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{森林環境税} \\ \hline \end{array}$$

1 所得金額の算出

所得の種類	所得金額の計算方法
営業等・農業・不動産	収入金額－必要経費＝所得金額
雑所得 (公的年金等など)	$\left(\begin{array}{c} \text{公的年金等} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{公的年金等} \\ \text{控除額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{公的年金以} \\ \text{外の収入額} \end{array} - \text{必要経費} \right) = \text{雑所得}$
給与所得	収入金額－給与所得控除＝給与の所得金額

※給与所得控除額……給与所得者については、必要経費がかかるものとして、次のとおり収入金額に応じ控除額とします。

【給与所得控除額】

収入金額	給与所得控除額
1,899,999円 以下	650,000円
1,900,000円 ～ 6,599,999円	簡易給与所得表により求めます。
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000円

2 所得割の税率

$$\text{一律 } 10\% \quad \left(\begin{array}{l} \text{町 民 税 } 6\% \\ \text{道 民 税 } 4\% \end{array} \right)$$

3 均等割税額

$$4,000\text{円} \quad \left(\begin{array}{l} \text{町 民 税 } 3,000\text{円} \\ \text{道 民 税 } 1,000\text{円} \end{array} \right)$$

4 森林環境税

1,000円 ※森林環境税は令和6年度から国税として1人年額1,000円を賦課徴収することとなります。

4 所得控除一覧（所得金額から差引くもの）

区	分	金額		
配偶者控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円越え 950万円以下	950万円越え 1000万円以下
	一般の配偶者	330,000円	220,000円	110,000円
	老人の配偶者 (満70歳以上の方)	380,000円	260,000円	130,000円

区	分	金額	備考	
配偶者特別控除（限度額）		330,000円	所得に応じて変更になります	
特定親族特別控除（限度額）		450,000円	所得に応じて変更になります	
扶養控除	一般扶養親族	330,000円	満16歳以上の方	
	特定扶養親族	450,000円	満19歳～23歳未満の方	
	老人扶養	非同居	380,000円	満70歳以上の方
		同居	450,000円	満70歳以上の方
障害者控除	同居特別障害	530,000円		
	特別障害	300,000円		
	普通障害	260,000円		
寡婦控除		260,000円		
ひとり親控除		300,000円		
勤労学生控除		260,000円		
基礎控除（限度額）		430,000円	所得に応じて変更になります	
雑損控除	「損害金額－保険金などで補填された金額」の金額(A)を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の額 ① (A)の金額－(所得金額の合計額×10%) ② (A)の金額のうち災害関連支出の金額－5万円			
医療費控除	(支払った医療費－保険等により補てんされた額) －(所得金額の5%又は10万円のいずれか少ない金額) 最高限度額 200万円			
小規模企業共済等掛金控除	支払った第1種共済掛金			
社会保険料控除	支払った金額			

※一般扶養～平成22年1月1日以前に生まれた者
特定扶養～平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた者
老人扶養～昭和31年1月1日以前に生まれた者
年少扶養～平成22年1月2日以後に生まれた者（扶養控除の適用なし）
特定親族～平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた者

区 分		支 払 保 険 料 の 金 額	控 除 額
生 命 保 険	(1)新契約(平成 24.1.1以後の契約)	12,000円以下	全 額
		12,001円～32,000円以下	支払保険料×1/2+ 6,000円
		32,001円～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
	① 一般生命保険料 ② 介護医療保険料 ③ 個人年金保険料	56,001円以上	28,000円
			①～③それぞれ限度額 28,000円、合計限度額 70,000円
保 険	(2)旧契約(平成 23.12.31以前の契約)	15,000円以下	全 額
		15,001円～40,000円以下	支払保険料×1/2+ 7,500円
		40,001円～70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
	① 一般生命保険料 ② 個人年金保険料	70,001円以上	35,000円
			①～②それぞれ限度額 35,000円、合計限度額 70,000円
料	(1)と(2)の双方が ある場合	新・旧契約の双方について、一般生命保険料または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)及び(2)にかかわらず、それぞれ次に掲げる金額の合計額(限度額28,000円) イ 新契約の保険料等につき、上記(1)の計算式により計算した金額 ロ 旧契約の保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額	
地 震 保 険	① 地震等損害保険 料だけの場合	50,000円以下	支払保険料×1/2
		50,001円以上	25,000円
	② 長期損害保険料 だけの場合	5,000円以下	全 額
		5,001円～15,000円以下	支払損害保険料×1/2+2,500円
			15,001円以上
料	①と②の両方 ある場合	(限度額 25,000円)	地震損害保険料は①により求めた金額 + 長期損害保険料は②により求めた金額

5 税額控除

(配当控除) 配当控除がある場合は、所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

種 類	課 税 所 得 金 額	1, 0 0 0 万円以下の部分		1, 0 0 0 万円超の部分	
		町 民 税	道 民 税	町 民 税	道 民 税
利益の配当・剰余金の分配等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(寄附金控除) 寄附金控除がある場合は、所得割額から次の寄附金控除額が差し引かれます。

※対象となる寄附金

- ① 都道府県又は市区町村(特別区)に対する寄附金
- ② 住所地の都道府県共同募金会および日本赤十字社支部に寄附したもの
- ③ 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金で都道府県または市区町村の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金で都道府県または市区町村の条例で定めるもの

控除額

1 (寄附金の額-2,000円)×10% (町民税6%、道民税4%)

※ただし、総所得金額等の30%が限度

①の寄附金の場合は1の控除額に下記の控除額が加算されます

2 (寄附金の額-2,000円)×(90%-前年分にかかる所得税率)

控除額の割合は 町民税 6:4 道民税 となります

※ただし、住民税の所得割額の20%が限度

6 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

前年において配当割又は株式等譲渡所得割を課された場合において、申告書にこれらに関する必要事項を記載した場合には、所得割額から次の配当割額又は株式等譲渡所得割額が差し引かれます。

区 分	町 民 税	道 民 税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

7 譲渡所得の課税の特例

土地・建物等の譲渡所得に対する所得割額については、他の所得金額と分離して次のとおり算出します。

① 長期譲渡所得

町 民 税 所 得 割	道 民 税 所 得 割
3 %	2 %

② 短期譲渡所得

町 民 税 所 得 割	道 民 税 所 得 割
5.4 %	3.6 %

8 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します。

① 合計課税所得金額が200万円以下の場合

イまたはロのいずれか少ない金額の5%（町民税3%、道民税2%）

イ 人的控除額の差の合計額

ロ 合計課税所得金額

② 合計課税所得金額が200万円を超える場合（合計所得金額2,500万超は適用外）

人的控除の差の合計額－合計課税所得金額から200万円を控除した金額に5%

（町民税3%、道民税2%）この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

※所得税と住民税の人的控除の差

所得控除		所得税	住民税	差 額
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
	同居特別障害	75万円	53万円	22万円
寡婦控除		27万円	26万円	1万円
ひとり親控除	父	30万円	35万円	1万円
	母	30万円	35万円	5万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
基礎控除		48万円	43万円	5万円

所得控除		差 額		
納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般配偶者	5万円	4万円	2万円
	老人配偶者	10万円	6万円	3万円

※ひとり親控除の父の場合は、税源移譲前の「寡夫」の控除に該当するため、人的控除額の差は1万円で計算します。

※基礎控除の場合は、税源移譲前の人的控除額の差が5万円であったため、現行制度にかかわらず、5万円で計算します。

9 均等割・所得割非課税範囲

前年の所得金額を次の算式で求めた金額以下の人

① 均等割非課税

- イ 扶養家族等のない人 $28万円 + 10万円 = 38万円$
ロ 扶養家族等のある人 (本人+控除対象配偶者+扶養親族の合計数)
 $\times 28万円 + 10万円 + 17万円$

扶養家族等 人数	0人	38万円
	1人	83万円
	2人	111万円
	3人	139万円
	4人	167万円

※ 扶養親族の人数には、年少扶養（平成22年1月2日以後に生まれた者）が含まれます。

② 所得割非課税

- イ 扶養家族等のない人 $35万円 + 10万円 = 45万円$
ロ 扶養家族等のある人 (本人+控除対象配偶者+扶養親族の合計数)
 $\times 35万円 + 10万円 + 32万円$

扶養家族等 人数	0人	45万円
	1人	112万円
	2人	147万円
	3人	182万円
	4人	217万円

※ 扶養親族の人数には、年少扶養（平成22年1月2日以後に生まれた者）が含まれます。

問い合わせ先 〒071-0596
北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野町役場町民生活課税務班
Tel.0167-45-6989（直通）